

## 福井地方最低賃金審議会 第2回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年7月31日(水) 13:30~15:20
- 2 場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
労働者代表委員 3名(定数3名)  
使用者代表委員 3名(定数3名)

### 4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について

### 5 議事要旨

#### 議題(1)について

労働者代表委員からは、

- ・ 2021年度後半から上昇局面に入った物価は、現状では安定基調にあるが依然として高水準で推移し、足元の実質賃金は今年4月で前年同月比▲0.7%と過去最長の25か月連続マイナスと、物価上昇に賃金が追いついていない。とりわけ、最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識した議論が必要。
- ・ 連合福井の2024春季生活闘争第14回回答集計(7月5日)では、引上げ率5.10%であり、1991年以降の34年間で最も高い水準の賃上げが実現した。連合本部の同第6回集計(6月5日)では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で5.74%(昨年5.01%)となった。この賃上げの流れを未組織の労働者、最低賃金の近傍で働く労働者の労働条件の向上へと確実に波及させる必要がある。
- ・ 最低賃金法第1条では「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」と規定されており、これは今次改定ではより一層重要となる。
- ・ 最低賃金は、依然として最低賃金法第1条の法の目的に鑑みて十分な水準とは言えず、最高額の1,113円で2,000時間働いても年収220万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまる。労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきである。

- ・ 2002 年度に時間額統一時には 104 円であった最低賃金の最高額と最低額の額差は、2021 年度には 221 円まで拡大した。当県でも格差が年々拡大している。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。
  - ・ 我が国は、超少子高齢・人口減少という構造的課題に直面する中、県内においても人手不足が顕在化している。春闘における賃上げは、業績にかかわらず人材確保と労働者のモチベーションアップのために賃上げを実施した、いわゆる「防衛的賃上げ」も実態として少なくない。しかしながら、有効求人倍率が 73 か月連続、全国で最も高い水準にある福井県内の求人票当たりの募集賃金下限額は時間額で 1,062 円と、最低賃金を大きく上回る。
  - ・ 福井県は求人サイトの調べによれば、仕事を探す際に検索した時給と最低賃金の差が全国で最も大きく、「福井県は最低賃金に比べて物価が相対的に高いことが影響している」と分析されている。物価水準は全国 12 番目に高く、最低賃金は 25 番目であり、物価上昇や生活費の実情をより考慮する必要がある。
  - ・ 今、我が国に求められているのは、雇用の安定とともに経済・社会の活力の源となる「人への投資」であり、最低賃金の引上げ、最低賃金近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な一つである。
  - ・ 福井地方最低賃金審議会においても、中央最低賃金審議会の議論経過を踏まえ、引き続き最低賃金改善の流れをとめることなく、都道府県リビングウェイジ（福井県では時給換算 1,070 円）と高卒初任給を重視し、より絶対水準を重視した審議を行う中で、中期的な視点に立った引上げの実現を求めることを基本としつつも、今こそ、福井県最低賃金のあるべき水準への引上げ、とりわけ地域間格差の縮小に福井地方最低賃金審議会として努力しなければならない。
- 旨の発言があった。

使用者代表委員からは、

- ・ 働く人の生活を支えるセーフティネットとして、全ての企業に例外なく罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なる。4 年連続で過去最大の引上げとなる目安額が示されたが、急激な引き上げが続けば生産性の低い零細企業は人手不足と重なり淘汰されてしまう。

- ・ 小規模な企業ほど価格転嫁が進まず価格転嫁が出来たのは約3割という調査結果がある。価格転嫁が進まない中、中小零細企業は経営が厳しく、福井県経営者協会が行った賃金改定調査でも、昨年と同額9.4%、昨年より減額したのが15.6%あった。中小零細企業の実態を踏まえ、通常の事業の支払い能力を重視すべき。
- ・ 企業にとって人件費の高騰は、企業経費全体で考えると、総人件費内での調整、設備投資の減、借り入れの増等で対応しなければならなくなる。
- ・ 地域間格差について、福井の人口流出を防ぐ、イメージアップを狙うのなら、「魅力ある企業を増やす・魅力ある地域づくりを行う」ことが第一であり、隣県同士で競っても意味がない。
- ・ 改正審議に際し、最低賃金法で定める原則である生計費、賃金、通常の事業の支払い能力の3要素について、客観的なデータは最低賃金の影響を最も受ける中小企業のデータを主として採用すべきと考える。
- ・ 目安答申後の各報道機関の論調を見るに、最低賃金に近い水準で働く人の生活を支える上で大幅な引上げが必要としつつ、人手不足にあって中小企業への負担は大きく、価格転嫁やデジタル化、省力化、従業員能力開発等の経営改革が求められるといった、中小・零細企業にとっては厳しい現状が紙面上で見えてくるところ、賃上げを継続的なものとする必要性は消費や物価の面で考えられるが、実際の企業の実情や、そこで働き、生活する人の厳しさも考える必要がある。
- ・ 県内企業の一例として、飲食関係の中小企業では原材料が高騰する中、段ボールや箱といった資材が著しく高騰している。ここ1年間で価格転嫁できたのは2～3割であり、統計を裏付けるような現状にある。
- ・ また、同じく中小企業の例として、募集賃金は時給1,300円としているが、1,300円で採用すると既存社員の給与体系まで引き上げればならず、時間単価2,300円の派遣労働者を使用することがある。
- ・ さらに、日本全体のGDPの9割は、企業数の0.3%に当たる大企業が創出しており、統計は大企業のデータが含まれると必然上振れする。このように中小・零細企業の実情を承知し、最低賃金の議論で一番影響を受ける小規模事業者の統計データを重視して議論をしていく必要がある。

旨の発言があった。

公益代表委員からは、

- ・ 次回以降、具体的金額について検討していく。  
旨の発言があり、閉会。

議題（２）について

特になし。